

第5章 計画推進のための役割

1 県民に期待される役割

がん対策は、がん患者を含めた県民を中心として展開されるものですが、がん患者を含めた県民は、医療の受け手としてだけでなく、がんの予防、がん検診の受診、医療従事者と協力しながら治療を進めるなど、主体的かつ積極的な活動に努めるものとします。

2 患者団体に期待される役割

がん検診の受診の呼びかけなど県民に対する情報提供や行政機関や医療従事者との連携協力により、がん患者やその家族に対する適切な情報の提供と精神的な支援に努めるものとします。

3 医療機関等の役割

(1) 医療機関

ア がん診療連携拠点病院等

地域におけるがん医療の連携の拠点となり、自ら専門的な医療を行うとともに、連携体制の構築や医療従事者への研修を積極的に推進します。

がん患者をはじめとしてすべての県民に対して、がんに関する正しい情報の発信に努めるとともに、がん患者やその家族のがんに対する不安や疑問に対する適切な対応に努めます。

イ その他の医療機関

自ら又は連携して適切な医療を提供するとともに、がんに関する正しい情報の発信と、がん患者やその家族の不安や疑問に対する適切な対応に努めます。

ウ 医療提供施設等（訪問看護ステーション・薬局等）

かかりつけ医と連携し患者情報等の共有体制を整備し、がん患者が在宅で質の高い療養生活が送れるように、適切な医療、看護、介護を提供するとともに、がんに対する正しい情報の発信と、がん患者及びその家族の不安や疑問に対する適切な対応に努めます。

(2) 検診機関

質の高い検診を提供できるよう、精度管理の向上や効果的な検診手法の導入に努めるとともに、がんに関する知識の普及、検診受診率向上及びがん予防のための啓発等に努めます。

(3) 保健・医療・福祉関係者

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、福祉関係団体などの保健・医療・福祉関係者は、がんの予防から治療・介護に至るまで、それぞれの特性を活かした取り組みの推進に努めます。

(4) 事業者、健康保険組合等

がんの予防に資する生活習慣の改善及びがんの早期発見に資するがん検診の重要性を認識し、従業員や被保険者の生活習慣の改善及びがん検診の受診の促進に努めます。

また、事業者は、従業員本人又はその家族ががんに罹患した場合は、安心して治療し若しくは療養し、又は看護し若しくは介護することができるよう環境整備に努めるものとしします。

4 行政の役割

(1) 県の役割

県民、医療機関、大学等学術研究機関、検診機関、事業者、関係団体、市町村、民間企業・団体等、幅広い主体との協働や情報共有の下に、がん対策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 市町村の役割

住民へのがんに関する知識の普及啓発や生活習慣の改善に関する取り組みを積極的に推進するとともに、精度の高いがん検診の実施とがん検診受診の促進及びがん検診の精度管理と事業評価に努めます。